

長久手市地域福祉計画等の策定について

1 地域福祉計画とは

平成12年6月に改正された社会福祉法第107条において、市町村は地域福祉計画を策定することが定められました。地域福祉計画は、市の地域福祉を推進するために策定する基本計画です。

※地域福祉とは

地域の暮らしの中で生じる地域の課題は、子育て、防犯、防災、孤立死からゴミ出しまで多様であり、地域福祉という福祉は、公的な福祉サービスより幅の広いものです。

制度の狭間にある生活課題は、公的な福祉サービスだけで対応することが難しく、基本的な福祉ニーズに対しては制度によるサービスを基本としながらも、従来のような対象者ごとのサービス提供にとどまらず、住民同士の交流や見守りなどのちょっとした支援活動を広げることが大切です。関係機関同士が連携したり、地域住民が関係機関と連携して対応することをはじめ、地域住民やボランティア、NPOなどが主体的にかかわり、支え合う関係づくりによって、安心した生活を送ることができるような下支えとなる基盤をつくっていくことが地域福祉の重要な役割です。

〔参考文献 これからの地域福祉のあり方研究会報告書 抜粋〕

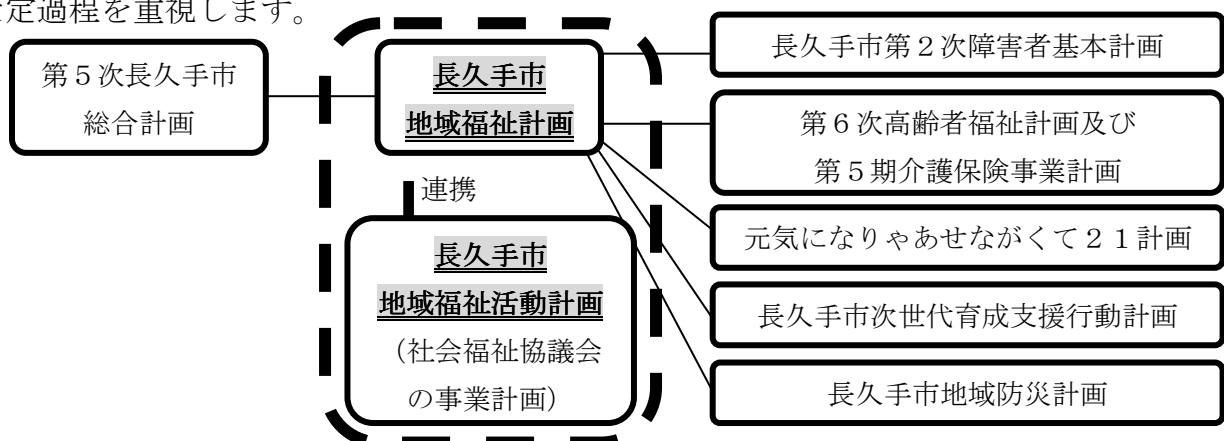
2 地域福祉計画策定の目的とは

従来のような行政から支援を必要としている人への一方向のサービスの提供という形ではなく、地域と行政が連携したネットワークシステムを作ることが地域福祉計画策定の目的となります。地域内のネットワークづくりや住民同士の支援活動を広げ、住民自治の実現を目指します。

3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、第5次長久手市総合計画の福祉分野における基本計画として策定します。政策の基本理念である3つのフラッグのひとつである「助けがなかったら生きていけない人は全力で守る」に基づき、市民が地域でともに支え合いながら自分らしく生活ができるよう、既に策定されている各個別計画との整合を図ります。

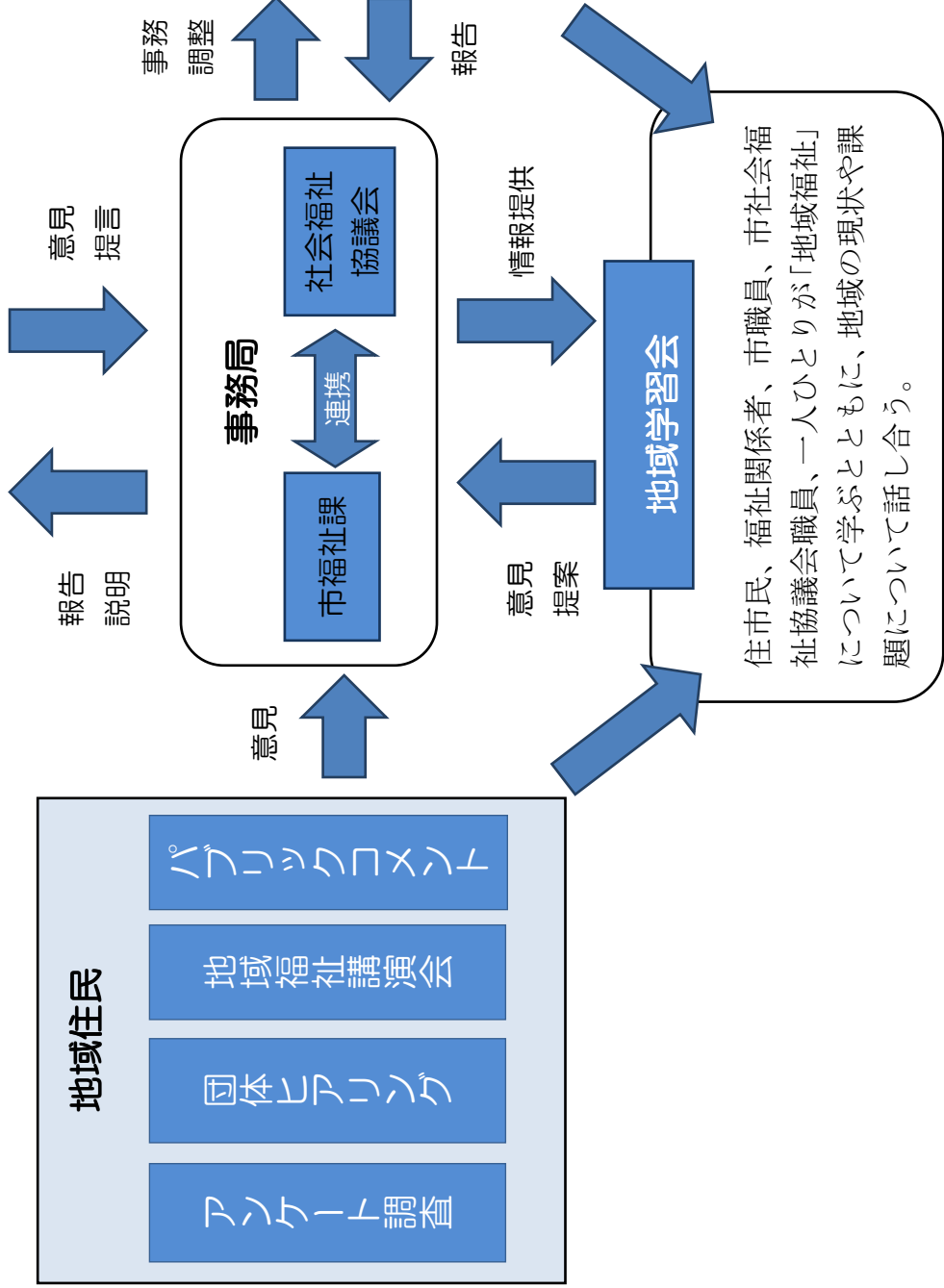
また、「平成25年度市長施政方針」にありますように「自らの生活基盤を自ら守り、構築し、市民が共に支え合う社会」、いわゆる「地域内分権」を目指しており、可能な限り多くの市民、関連団体の関わりを大切にし、市民が主役として携わることができるよう策定過程を重視します。



《計画策定体制イメージ図》

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

学識経験者、福祉関係者、保健医療関係者、各種団体関係者、公募市民など20人で構成し、市長の諮問を受けて、プロジェクト会議で検討した計画案について、全市的な視点で本計画の方向性や計画案の審議を行う。



プロジェクトチーム (市)

計画の策定作業を効率的かつ効果的に進めるため、課長補佐及び係長級職員で構成するプロジェクトチームを設置し、計画の内容を検討する。

策定部会

策定部会

策定部会 (社協)

活動計画策定に向けて、社協事業の評価、検討、アンケート調査の意見集約などを行い、活動計画案の取りまとめを行う。(H24.12設置)

住市民、福祉関係者、市職員、市社会福祉協議会職員、一人ひとりが「地域福祉」について学ぶとともに、地域の現状や課題について話し合う。